

都市計画法及び下水道法に係る
事業計画図書等作成・変更等業務委託

仕様書

守口市環境下水道部下水道課

第1章 総則

1.1 業務の目的

本委託業務（以下「業務」という。）は、大阪湾流域別下水道総合整備計画の変更を受け、下水道法第4条第6項に基づく下水道法事業計画の変更のために必要な図書を作成するとともに、都市計画法第21条、第59条、第63条に基づき、現況利用及び各種計画との乖離が生じている都市計画図書・都市計画事業認可図書の作成・変更を行うことを目的とする。

1.2 本仕様書の適用

業務は、本仕様書に従い履行しなければならない。

1.3 業務の内容

業務の内容は、下記のとおりとする。業務内容の詳細は対応する章で詳述する。

■都市計画法に基づく図書等作成業務（第2章で詳述する業務）

- ・都市計画法に基づく都市計画変更（污水・雨水計画共）（対象面積：560.26ha（流域関連公共下水道）＋604.90ha（単独公共下水道））
- ・都市計画法に基づく事業認可（污水・雨水計画共）（対象面積：560.26ha（流域関連公共下水道）＋604.90ha（単独公共下水道））

■下水道法に基づく図書作成業務（第3章で詳述する業務）

- ・大阪湾流域別下水道総合整備計画の変更に係る適合検討等業務（対象面積：560.26ha（流域関連公共下水道）＋604.90ha（単独公共下水道））

1.4 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

1.5 法令等の遵守

受注者は、業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.6 公正かつ誠実な業務遂行

受注者及び発注者は、業務を行うにあたり、公正かつ誠実に業務を遂行しなければならない。

1.7 公益確保の責務

受注者は、業務を行うにあたり、公共の福祉を優先し、また持続可能な社会実現への貢献につとめ、より高次の倫理観を持つよう努めなければならない。

1.8 管理技術者及び技術者

(1)受注者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

(2)管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（下水道）又は上下水道部門（下水道））及びRCCM（下水道部門）のいずれか、もしくは、その両方の資格を有する者とし、業務の全般に渡り技術的管理を行わなければならない。

1.9 工程管理

(1)受注者は、工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1.10 成果品の審査及び納品

(1)受注者は、成果品完成後に発注者の置く調査職員の審査を受けなければならない。

(2)成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。

(3)受注者は、業務の審査に合格後、成果品一式をもって発注者の置く検査職員の検査を受けなければならない。検査職員の検査合格後の納品をもって、業務の完了とする。

1.11 参考資料の貸与

業務に必要な関係資料のうち、調査職員が現に所有する資料又は調査職員が入手可能な資料は調査職員が貸与する。

1.12 参考文献等の明記

業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。

なお、第2章及び第3章に規定する業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

- 1.下水道事業の手引（日本水道新聞社）
- 2.下水道計画の手引（全国建設研修センター）
- 3.持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル（国土交通省、農林水産省、環境省）
- 4.流域別下水道整備総合計画調査指針と解説（国土交通省）
- 5.下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）
- 6.下水道維持管理指針（日本下水道協会）
- 7.小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説（日本下水道協会）
- 8.下水道事業コスト構造改善プログラム（国土交通省）
- 9.下水道事業における費用効果分析マニュアル（国土交通省）
10. 下水道法事業計画作成の手引き（大阪府下水道室）
11. 都市計画の手続き（都市計画決定編・事業認可編）（大阪府大阪都市計画局）

1.13 証明書の交付

業務の履行に必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

1.14 情報共有システム（ASP方式）の活用

受注者は、打合せ議事録等の処理において、従来の書面による処理に代わり情報共有システム（ASP方式）の活用を積極的に推進すること。また、システムを導入する場合は、総合行政ネットワーク（LGWAN）に対応したシステムを使用すること。

1.15 工事・業務実績情報データベースへの登録について

受注者は、当業務の受注時、完了時（及び業務履行の内容に変更が生じた時）の各段階において、下記日数以内に一般財団法人日本建設情報総合センター（JACIC）の提供する業務実

績情報データベース（テクリス）に当業務の内容を登録しなければならない。なお、登録に際し、発注者の置く調査職員の確認を要する場合は、確認を得ること。

- ・受注時登録は、契約締結後 10 日以内
- ・完了時登録は、業務完了後 10 日以内
- ・業務履行中に登録内容の変更が生じた場合、変更から 10 日以内

1.16 協議・打合せの手法及び実施回数に関して

発注者・受注者間の協議・打合せにおいては、民間のオンラインミーティングサービスを活用したリモート会議形式での実施提案を認める。（対面形式での実施を妨げるものではない。）リモート会議形式での協議を実施する場合は、受注者がホストとなること。

ただし、発注者・受注者以外の第三者を含めた協議・打合せが発生した場合は、原則、対面形式で実施しなければならない。

なお、官積算においては、協議・打合せは計 15 回（※）、1 回あたりの受注者参加人数は 3 人を想定している。（※（業務期間約 17 カ月間）×（実施頻度 1 回/2 月以上）+（対外調整 6 回同席）を想定）

1.17 業務で利用するソフトウェア

受注者から発注者に提出するすべてのデータは、原則、次のいずれかの拡張子でなければならない。ただし、以下の①～④を満たすこと。

- テキスト： .doc / .docx / .txt
- 表計算： .xls / .xlsx
- スライド： .ppt / .pptx
- CAD： .dwg
- GIS： shape 形式（.dbf ,.shp ,.shx 及び属性定義説明書）
- PDF： .pdf
- 画像： 指定なし（但し画素数確保のこと（以下①））

- ① 画像ファイルや画像を含む PDF ファイルについては、画像データに含まれる最小のフォントサイズの文字が、判別できる程度の画素数を確保しておくこと。
- ② PDF ファイルに含まれるすべての文章・文言に関し、PDF ビューアの検索機能の対象となるように PDF データを作成しておくこと。
- ③ すべてのデータに関し、原則、外部参照を認めない。
- ④ マクロを付加できるデータ形式のデータに関し、原則、マクロの付加を認めない。

1.18 疑義の解釈

本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項が発生した場合は、受注者と発注者の協議により解決するものとする。

第 2 章 都市計画法に基づく図書等の作成業務

2.1 一般的事項

受注者は、図書の作成にあたり、地域社会の動向、当該地域に係る下水道の事業計画との関連性、事業の施行等について十分な検討を加えるとともに問題点及び疑義等が生じたときは速やかに打合せを行うものとする。

2.2 業務の手順

- (1) 業務は、十分な協議・打合せを行ったうえで実施するものとする。
- (2) 管理技術者は、主要な打合せに出席しなければならない。
- (3) 打合せでは受注者が議事録をとり、内容を明確にして発注者へ提出しなければならない。

2.3 図書の作成

受注者は、発注者の提供した資料、受注者の調査した事項及び関係者の打合せ結果等を、十分に検討したうえで、「都市計画の手続き（都市計画決定編）」「同（事業認可編）」に基づき作成するものとする。

2.4 まとめと照査

作業項目における方針の確定・確認並びに作業内容の照査を行う。

2.5 官積算に係る補記

過去の都市計画決定・変更状況・認可及び下水道法事業計画・認可・現況施設状況ほかとの整合確認については、すべて本業務に含む。都市計画事業認可は、単独公共下水道（守口処理区）は変更、流域関連公共下水道（鴻池処理区）は新規取得だが、すべて新規取得と同等の労務を見込んでいる。

また、具体的に、この業務で作成する図書への反映が必須である事案は以下の事案を想定している。なお、以下に挙げない事案の変更・策定に関し、受注者が提案することを妨げるものではない。

<反映が必須である事案>

■都市計画変更

●守口処理区

- ・ 守口処理場の区域変更
- ・ ポンプの能力・仕様の変更
- ・ 水質の変更
- ・ 事業費の増額
- ・ 主要な管きょを都市計画に復元

●鴻池処理区

- ・ 水質の変更
- ・ 区画割平面図・流量表の作成
- ・ 市域の整合
- ・ ポンプの能力・仕様の変更
- ・ 主要な管きょを都市計画に復元

＜図書への反映が必須である事案（続き）＞

■事業認可変更

●守口処理区

- ・ 守口処理場の区域変更
- ・ ポンプの能力・仕様の変更
- ・ 水質の変更
- ・ 事業費の増額

●鴻池処理区

- ・ 水質の変更
- ・ 区画割平面図・流量表の作成
- ・ 市域の整合
- ・ ポンプの能力・仕様の変更

2.6 第2章に規定の業務の提出図書

成果品の提出部数は、次のとおりとする。

(1) 都市計画変更図書作成業務

- | | | |
|----|-------------------|-----|
| I | 都市計画変更図書（法定図書） | 5 部 |
| | （内訳は次頁掲載表のとおりとする） | |
| II | 都市計画変更図書（参考図書） | 5 部 |
| | （内訳は次頁掲載表のとおりとする） | |

法定/参考 の別	種類・ 種別	番号	名称	縮尺
法定図書	申請書		申請書	
法定図書	申請書		計画書	
法定図書	申請書		理由書	
法定図書	総括図	1	下水道計画一般図（污水）	1:10000
法定図書	総括図	2	下水道計画一般図（雨水）	1:10000
法定図書	総括図	3	用途地域図	1:10000
法定図書	計画図	4	施設平面図（污水）	1:2500
法定図書	計画図	5	施設平面図（雨水）	1:2500
法定図書	計画図	6	詳細施設平面図（污水）	1:500
法定図書	計画図	7	詳細施設平面図（雨水）	1:500
法定図書	計画図	8	詳細施設平面図（貯留施設）	1:500
法定図書	計画図	9	詳細施設平面図（管渠）	1:500
参考図書	参考図書		概算事業費調書	
参考図書	参考図書		新旧対象表	
参考図書	参考図書		計画決定経過一覧表	
参考図書	参考図書		下水道計画概要説明書	
参考図書	参考図	10	施設平面図図割（污水）	1:10000
参考図書	参考図	11	施設平面図図割（雨水）	1:10000
参考図書	参考図	12	新旧対象図[下水道一般計画図（污水）]	1:10000
参考図書	参考図	13	新旧対象図[下水道一般計画図（雨水）]	1:10000
参考図書	参考図	14	新旧対象図[詳細施設平面図（〇〇〇）]	1:500
参考図書	参考図	15	字界図	1:10000
参考図書	参考図	16	区域界図	1:500
参考図書	参考図	17	幹線管渠縦断図	1:500
参考図書	参考図	18	幹線管渠横断図及び横断位置図	1:500
参考図書	参考図	19	吐口箇所図	
参考図書	参考図	20	流量表	
参考図書	参考図	21	その他	

(2) 都市計画事業認可申請図書作成業務

- | | |
|---------------------------------------|-----|
| I 都市計画事業認可申請図書（法定図書） | 5 部 |
| I -1 申請書・理由書 | |
| I -2 資金計画書 | |
| I -3 事業地を表示する図面（位置図、平面図、詳細施設平面図） | |
| I -4 設計の概要を表示する図書 | |
| II 都市計画事業認可申請図書（参考図書） | 5 部 |
| II -1 工程表 | |
| II -2 事業進捗図 | |
| II -3 新旧対照表 | |
| II -4 新旧対照図 | |
| II -5 字界図 | |
| II -6 施設平面図図割 | |
| II -7 幹線管渠縦断図 | |
| II -8 幹線管渠横断図及び横断位置図 | |
| II -9 流量表 | |
| II -10 都市計画決定及び変更・事業認可及び事業認可変更の履歴と告示文 | |
| II -11 下水道法の事業認可写し | |
| II -12 計画決定、事業認可概要説明書 | |
| II -13 計画決定、事業認可比較表 | |
| II -14 収用箇所調書 | |
| II -15 関係管理者との協議録等 | |
| II -16 その他必要な書類 | |

- | | |
|--|-----|
| (3)打合せ議事録 | 1 部 |
| (4)電子成果品一式 | 2 部 |
| (5)報告書(CD-R) | 3 部 |
| (6)成果品格納用コンテナボックス（S -36- II、フタ S -36 同等品可） | 2 箱 |

第 3 章 大阪湾流域別下水道総合整備計画の変更に係る適合検討等業務

3.1 一般的事項

受注者は、設計にあたり、地域社会の動向、当該地域に係る下水道の基本計画との関連性、事業の施行、施設の維持管理及び総合的效果等について十分に検討するとともに、問題点や疑義が生じた場合には、速やかに打合せを行うものとする。

3.2 業務の手順

- (1) 業務は、十分な協議・打合せを行ったうえで実施するものとする。
- (2) 管理技術者は、主要な打合せに出席しなければならない。
- (3) 打合せでは受注者が協議録をとり、内容を明確にして発注者へ提出しなければならない。

3.3 現地踏査

現地踏査は計画対象区域のみならず、区域外であっても、関連のある地区については、地形及び排水系統等について十分な調査を行わなければならない。

3.4 調査及び計画

受注者は、発注者が提供した資料、受注者が調査・収集した資料及び関係者との打合せ結果等を十分に検討したうえで、後述の 3.6、3.7、3.8 に基づく図書を作成するものとする。

3.5 まとめと照査

作業項目における方針の確定・確認並びに作業内容の照査を行う。

3.6 官積算に係る補記

本業務の範囲には、下水道事業計画の変更に加えて、大阪湾流域別下水道総合整備計画の変更を踏まえた適合性の検討が含まれる。なお、官積算においては、事業計画変更と流域総合整備計画適合検討を一体不可分の労務と見なし、事業計画変更一式の労務の中で併せて実施するものとして見込む。

過去の都市計画決定・変更状況・認可及び下水道法事業計画・認可・現況施設状況ほかとの整合確認については、すべて本業務に含む。

また、以下の事案については、本業務で作成する図書への反映が必須であると想定している。なお、以下の事案以外の事案の変更・策定に関し、受注者が提案することを妨げるものではない。

<図書への反映が必須である事案>

■流域別下水道総合整備計画適合検討業務

●守口処理区

- ・水質の変更
- ・急速ろ過施設に関する記載

●鴻池処理区

- ・水質の変更

<図書への反映が必須である事案（続き）>

■事業計画変更

●守口処理区

- ・水質の変更
- ・急速ろ過施設に関する記載
- ・市域の整合
- ・区画割平面図・流量表の作成
- ・ポンプの能力・仕様の変更
- ・腐食環境下管きよの追加

●鴻池処理区

- ・水質の変更
- ・区画割平面図・流量表の作成
- ・市域の整合
- ・ポンプの能力・仕様の変更

3.7 第3章に規定する業務の提出図書

成果品の提出部数は、次のとおりとする。

(1) 事業計画申請図書

- | | | |
|---|----------------------------|---------|
| (イ) 事業計画書 | A4 判製本 | 5 部 |
| (ロ) 事業計画説明書 | A4 判製本 | 5 部 |
| (ハ) 下水道計画一般計画図（污水及び雨水）（縮尺 1/10,000） | 白焼き | 5 部 |
| (ニ) 主要な管渠の区画割施設平面図（污水及び雨水）（縮尺 1/2,500） | 白焼き | 5 部 |
| (ホ) 主要な管きよの縦断面図（污水及び雨水）
（縮尺横 1/2,500、縦 1/100 程度） | 白焼き | 5 部 |
| (ヘ) 主要な管きよの流量計算書 | 白焼き | 5 部 |
| (ト) ポンプ場施設図 | 平面図（縮尺 1/500） | 白焼き 5 部 |
| | 施設断面図（水位関係含む）（縮尺 1/100 程度） | 白焼き 5 部 |
| (チ) 処理場施設図 | 平面図（縮尺 1/500 程度） | 白焼き 5 部 |
| | 水位関係図（縮尺横任意、縦 1/100 程度） | 白焼き 5 部 |
| | フローシート図 | 白焼き 5 部 |
| | 水処理施設断面図（縮尺 1/100 程度） | 白焼き 5 部 |
| | 汚泥処理施設断面図（縮尺 1/100 程度） | 白焼き 5 部 |
| | 管理棟・汚泥等平面図（縮尺 1/100 程度） | 白焼き 5 部 |
| (リ) 下水道放流先の状況を明らかにする図面（1/50,000 程度） | | |

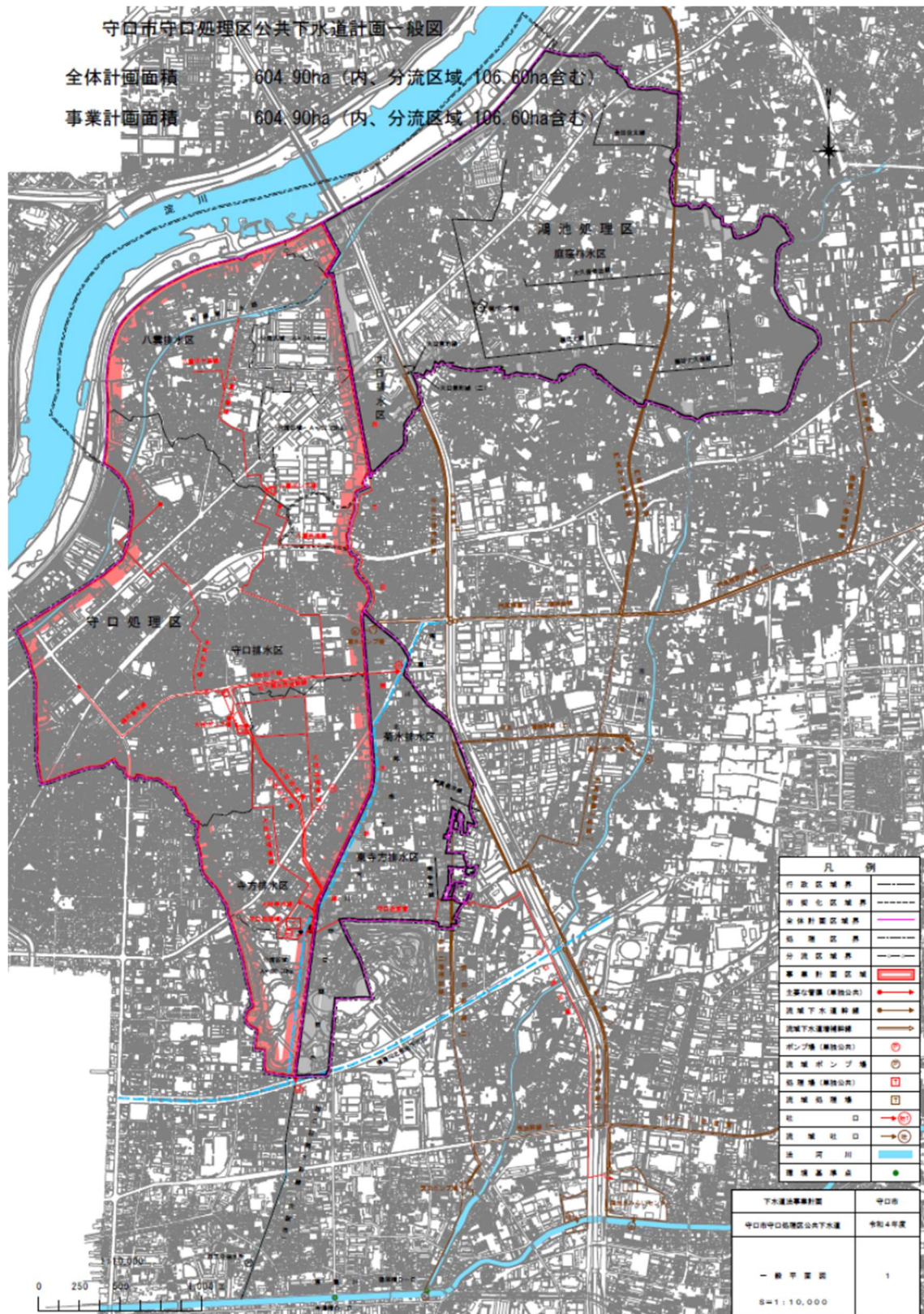
- (2) その他参考図書
 - (イ) 区画割平面図（汚水・雨水）（1/2,500 程度）
 - (ロ) 枝線の管きょ流用計算書
- (3) 打合せ議事録
- (4) 電子成果品一式

3.8 第 3 章に規定する業務の内容

業務の内容は下記のとおりとする。

- (1) 事業計画（単独公共下水道、流域関連公共下水道）
（汚水・雨水計画共、汚水計画のみ、雨水計画のみ）
面積（560.26ha（流域関連公共）＋ 604.90ha(単独公共)）
区域図は別添図のとおり
- (2) 測量（あり、なし） 区域図は別添図のとおり
- (3) 幹線管きょの施設平面図作成（既存区域） 区域は別添図のとおり
（雨水・汚水共、汚水計画のみ、雨水計画のみ、なし）
- (4) 施設の設置に関する方針 施策数（ 6 ）施策
- (5) 施設の機能維持に関する方針 対象施設：
（管きょのみ、管きょ・ポンプ場、管きょ・ポンプ場・水処理、
管きょ・ポンプ場・水処理・汚泥処理）
- (6) 長期的な事業の見通し（あり、なし）
- (7) その他特記事項

別添図 守口処理区公共下水道守口処理区区域図



別添図 寝屋川北部流域関連公共下水道鴻池処理区区域図

